

岐阜県公報

号 外 (一) 平 成 三 十 一 年 三 月 二 十 六 日

告 示

岐阜県告示第百九十号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

平成三十一年三月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 形質変更時要届出区域

市町村名	指 定 す る 区 域	縦 覧 場 所
各務原市	形質変更時要届出区域台帳に示すとおり	岐阜県環境生活部環境管理課及び岐阜地域環境室

（「形質変更時要届出区域台帳」は、省略し、その台帳を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第四十七条の土壤溶出量基準及び土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物

目 次

告 示

○土壤汚染対策法に基づく変更の届出をしなければならない区域の指定

（環境管理課）

ページ
一

平成三十一年三月二十六日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ぶりとびあ十三丁
岐阜文芸社